

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 54 年 3 月まで

昭和 54 年頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、20 歳まで遡って保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年頃にその母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を遡って納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入状況から、申立人の国民年金の加入手続は同年 7 月頃に行われ、この時に 20 歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと推認でき、同加入手続時点では、申立期間のうち 52 年 4 月以降の保険料は時効前であり過年度納付することが可能であった。

また、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、申立期間について、まとめて 6 万円弱の保険料を納付したと述べているところ、この金額は上記加入手続時点で納付することが可能であった昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの保険料を過年度納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人の母は、国民年金制度発足時に国民年金に加入して以降、60 歳到達時まで保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったこともうかがえることから、申立期間のうち昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの保険料について納付したとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの保険料については、申立人の加入手続が行われたと推認できる時期（昭和 54 年 7 月頃）に実施されていた第 3 回特例納付（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで実施）を

利用すれば納付することは可能であったものの、上記申立人の母がまとめて納付したとする保険料額は、特例納付及び過年度納付を併用して申立期間全てについて遡って納付するのに必要となる金額（10万7,160円）とは大きく乖離する。

また、申立人の母自身も、i) 特例納付を行ったのかは分からないとしているほか、申立期間の保険料の納付に係る記憶は、まとめて保険料を納付するよう通知があったのを受けて保険料を納付したとするものであり、まとめて保険料を納付するに至った経緯は受動的であること、ii) まとめて保険料を納付した期間についても明確には記憶していないとしていることから、申立期間の保険料を納付するために特例納付を利用するための申出まで行ったことはうかがえず、特に申出を行わなくても納付書が発行されることとなる時効前の期間の過年度保険料（昭和52年4月から54年3月まで）のみ納付し、昭和51年4月から52年3月までの保険料については納付されなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間のうち昭和51年4月から52年3月までの保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年12月から57年3月までの期間及び58年4月から59年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月から57年3月まで
② 昭和58年4月から63年3月まで
③ 平成元年4月から同年10月まで
④ 平成3年4月

私は、国民年金の加入等手続及び保険料納付を全て母に任せていた。

母も国民年金に加入していたことから、母は私の保険料も市役所内の銀行で前納したと話している。母の保険料が納付済みとなっていることから、申立期間が未納又は未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の20歳到達から比較的近い昭和56年3月に払い出されており、この頃、国民年金加入手続を行ったとみられることから、申立人の国民年金加入手続は、ほぼ20歳到達に合わせて行われたとみることができる。

また、申立人の申立期間①直後の昭和57年度の保険料は納付済みとされており、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母の申立期間①の保険料が納付済みであることを踏まえると、加入手続を行いながら、申立人の申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和59年6月に元夫と婚姻し、翌月に県外に転出するまでは、その母と同居しており、申立人が転出するまで居住していた市では、昭和59年度まで3か月ごとに保険料を納付することとされていたことから、申立期間②のうち、59年6月までは申立期間①と同様、その母親が納付していたとしても不自然ではない。

2 申立期間②のうち、申立人が県外に転出した昭和 59 年 7 月以降について、同年 6 月に申立人と婚姻した元夫が同年 7 月から厚生年金保険被保険者となっており、申立人の国民年金への加入が任意となったことなどから、この頃、一旦、国民年金被保険者資格（強制加入）を喪失するに至った（オンライン記録上は、昭和 59 年 6 月 25 日に強制加入資格を喪失し任意加入となった後、同年 7 月 23 日に資格喪失したとされており、申立人が所持する年金手帳にも同様に記載されている。）ものとみられ、同年同月以降、保険料を納付するには、転入先の市で国民年金の任意加入手続を行うことが必要であったが、その母が県外に居住する申立人に係る加入手続を行うことは容易ではなく、その母も申立人に係る任意加入手続を行った記憶は無いとしており、申立人が 61 年 1 月に国民年金被保険者資格を再取得するまでは未加入期間とされている。

また、申立人は、住民票上、昭和 61 年 1 月に実家のある市に再転入したとみられるが、同市が保管する被保険者名簿によれば、国民年金については、職権により同年 11 月に転入したとされており、同年 1 月の転入時には、国民年金に係る手続が適切に行われていなかったとみられることから、同年 11 月までは保険料を納付することはできなかつたとみられる。

さらに、i) 申立期間②直後の昭和 63 年度について、申立人の母は保険料が納付済みとされているのに対し、申立人は免除されていること、ii) 申立人の母が現年度納付したとみられる期間が、申立人については過年度納付となっていることなどを勘案すると、申立人が昭和 59 年 7 月に県外に転出した後の保険料納付において、申立人及びその母との間に同時性は認められず、申立人の母の保険料が納付済みであることをもって、同じ期間の申立人の保険料も同様に納付されたものと推認することは困難である。

加えて、申立期間③及び④については、いずれも直後の期間（平成元年 11 月から 2 年 3 月までの期間及び 3 年 5 月から 4 年 3 月までの期間）が過年度納付されており、これら申立期間直後の期間の保険料がそれぞれ納付された時点では、申立期間③及び④は既に時効のため、納付できなくなっていた可能性を否定できない。

このほか、申立人の母が、申立期間②のうち昭和 59 年 7 月以降の期間、申立期間③及び④の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかにこれら期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 12 月から 57 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から54年9月まで

昭和47年に長女が生まれ、私が市役所支所で出生届を提出した時に国民年金の加入手続を行い、以後、妻が国民年金保険料を納付していた。その年の12月に他町へ転出した後も保険料を納付していた記憶があるほか、町役場から納付書が届き、未納となっていた保険料をまとめて納付した記憶もあるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和47年12月に転入した町において、54年10月23日に妻と連番で払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて申立人は国民年金の加入手続を行い、申立人の20歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる（申立人は20歳到達時、船員保険に加入中であったため、平成21年12月の記録の統合により資格取得日が昭和46年2月24日に訂正されている）。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に係る記憶として、町役場から送付された納付書によりまとめて保険料を納付したことがあると述べているところ、申立期間のうち、上記加入手続が行われた当該年度の昭和54年4月から同年9月までの期間の保険料については、加入手続後、町役場から納付書が発行されたものと考えられる。

さらに、申立人が、夫婦分まとめて納付したとする金額（3、4万円）も、実際に昭和54年4月から同年9月までの期間について夫婦分納付するのに必要となる金額に近い上、申立人は、申立期間後、保険料の未納は無く、加入

手続後の保険料の納付意識も高かったことがうかがえることから、申立期間のうち54年4月から同年9月までの保険料については納付していたと考えても不自然ではない。

一方、上記加入手続を行うまでは、申立人は国民年金に未加入であったとみられることから、申立期間について保険料の納付を求められることは無かったと考えられ、申立人が主張するように昭和47年3月の加入手続後、申立人の妻が夫婦分の保険料を定期的に納付することも、51年頃にまとめて保険料を納付することもできなかったと考えられる。

また、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間の大半（昭和53年6月以前）は既に時効のため、申立期間全てについて保険料を納付するには、特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施された第3回特例納付のみ利用可能）を利用する以外に方法は無かった上、申立人の主張からは、特例納付を行ったことも、時効到達前の期間についてのみ過年度納付を行ったこともうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間のうち昭和46年2月から54年3月までの期間の保険料について納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかにこの期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年2月まで

私は、申立期間当時は学生であり、母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料も母親が私に代わって払ってくれた。私と同じように学生だった兄の申立期間に係る保険料は納付済みであるのに、私の保険料だけ母親が払わないはずはなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ5か月と短期間である。

また、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとしているところ、申立人が申立期間当時に居住した市の電算記録から、申立人の20歳到達に伴う国民年金被保険者資格取得に係る届出は平成5年12月に行われたことが確認でき、申立人の母親が適切に申立人に係る手続を行ったことがうかがえる。

さらに、申立人の母親は、昭和51年に国民年金に任意加入し、以後60歳となるまで保険料を完納していることから、母親の保険料の納付意識の高さがうかがえ、申立人の加入手続当初の保険料を未納のままにしたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1424

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月、平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月
② 平成元年4月及び同年5月

私は20歳になった時に母親と一緒に国民年金の加入手続きを行い、以後、平成元年6月に就職するまでの間、毎月納付書を持って市役所へ行き保険料を納付していたため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間の2期間のみであり、かつ合わせても3か月と短期間である。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿から、申立期間に近接する期間に係る保険料は現年度納付されていたことが確認でき、申立人が遅滞無く保険料を納付していたこともうかがえることから、申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 1770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和59年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月21日から同年2月1日まで

A事業所に勤務していた申立期間について、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該期間については加入記録が無い旨の回答を得た。A事業所には継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人の所持する給与支払明細書及びA事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和59年2月1日にA事業所から関連会社のB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書の昭和59年1月の厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち、昭和24年4月1日から25年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC事業所における資格取得日に係る記録を24年4月1日、資格喪失日に係る記録を25年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24年4月は4,800円、同年5月から25年3月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年9月頃から22年頃まで (A事業所)
② 昭和22年頃から24年頃まで (B事業所)
③ 昭和24年2月11日から25年4月1日まで (C事業所)

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①、②及び③については、厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。いずれの事業所でも働いていたことは間違いないと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち昭和24年4月1日から25年4月1日までの期間について、申立人が所持するD渉外労務管理事務所が発行した25年3月31日付けの「退職証明書」により、申立人が24年2月11日から25年3月31日まで、C事業所に勤務していたことが確認できる。

また、C事業所の労務管理をしていたD渉外労務管理事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和24年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚二人は、「申立人とは、同じフロアで申立人と同じE職として一緒に働いていた。」と証言している。

さらに、F事業所（D 渉外労務管理事務所の後継事業所）は、「申立人が保管していた退職証明書に、D 渉外労務管理事務所長の印が押してあることから、いろいろな雇用形態がある中で、厚生年金保険に加入させていた雇用形態であったと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 24 年 4 月 1 日から 25 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 24 年 4 月 1 日から 25 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する退職証明書の記載から、24 年 4 月は 4,800 円、同年 5 月から 25 年 3 月までは 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 24 年 4 月から 25 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①、②及び③のうち昭和 24 年 2 月 11 日から同年 4 月 1 日までの期間について、申立人が所属していたとする A 事業所などの駐留軍施設に勤務する日本人従業員については、国がその労務管理に当たっていたが、23 年から 24 年にかけて駐留軍施設が所在する都道府県に「渉外労務管理事務所」を設立し、それ以降は国の機関委任事務として駐留軍施設従業員の労務管理業務を行っていた。

しかし、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日付け保発第 92 号・厚生省保険局長通知）により、各地の渉外労務管理事務所は昭和 24 年 4 月 1 日以降、順次社会保険制度の適用事業所となったとされているところ、事業所名簿によれば、A 事業所、B 事業所及び C 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、いずれも同年 4 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③のうち昭和 24 年 2 月 11 日から同年 4 月 1 日までの期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1772

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 7 日から 36 年 9 月 1 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和 37 年 9 月 12 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 36 年 11 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 25 日から 40 年 10 月 16 日まで
② 昭和 40 年 10 月 16 日から同年 12 月 21 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年7か月後の昭和43年7月16日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままである上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、昭和56年5月1日に変更処理がなされており、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は42年11月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月27日から同年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。
しかし、同一企業内での転勤であり、A事業所には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C事業所（A事業所B工場が名称変更）から提出された申立人に係る従業員台帳から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和39年3月27日にA事業所本社から同事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和39年3月27日とすべきところ、同年4月1日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 58 年 3 月まで

私が 20 歳に到達した頃、父親が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。保険料は、私と両親の分を父親名義の金融機関口座から振替納付していた。

当時、私と両親は同居し自営業を営んでいた。両親は、申立期間の保険料に未納は無い上、父親から未納期間に対する催促通知など送付されたとはいっていない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に他界しており、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人は、申立期間当時同居していた両親の保険料と自身の分とを父親の預金口座からの振替により納付していたと述べているところ、その父親を名義人とする「普通預金取引明細表（申立人の提出分と金融機関からの提供分とを合わせ昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月まで）」を見ると、i) 57 年 1 月から 58 年 3 月までは、四半期ごとに当時の 3 か月分の保険料が一人分振り替えられていたこと、ii) 同年 4 月から 61 年 3 月までは、四半期ごとに当時の 3 か月分の保険料が二人分振り替えられていたことが確認できる。

さらに、申立人の父親は、昭和 54 年 12 月に国民年金被保険者資格を喪失し、同年同月以降は、申立人とその母親が被保険者資格を有していたところ、二人の 57 年 1 月から 61 年 3 月までの期間に係る保険料の納付状況（母親は昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月までの保険料は納付済みとされており、申立人

は 57 年 1 月から 58 年 3 月までは未納、同年 4 月から 61 年 3 月まで納付済みとされている。) は、上記の「普通預金取引明細表」から確認できる保険料の振替状況と一致していることから、57 年 1 月から 58 年 3 月までの期間は母親の保険料のみが振り替えられ、同年 4 月から申立人及びその母親の保険料が振り替えられるようになったと考えるのが自然であり、同明細表から申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことはうかがえない。

加えて、申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿でも、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月から11年3月まで

私は、申立期間当時学生であったため保険料の免除を申請したが、5か月分を納付するかしないかによって将来の年金受給額が違うのであれば納付した方がいいと考えた。親に何度か相談したところ、絶対納付すべきだと言われたため納付したと記憶しており、申立期間が納付済期間とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母は、申立期間当時、申立期間に係る国民年金保険料を納付することについて話をしたとしているものの、その納付に係る時期、場所及び方法については全く記憶が無いとしていることから、申立人及びその母の証言から、申立期間の保険料が納付されたものと推認することは困難である。

また、申立人が申立期間当時居住していた町において、申立人が同町を転出する際に作成された「国民年金被保険者記録」では、申立期間の保険料は免除されている上、申立人が現在居住する市の電算記録でも、申立期間の保険料は免除されており、オンライン記録との齟齬も無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月10日から21年9月1日まで
(A船舶所有者 B船舶及びC船舶)

年金事務所に船員保険の年金加入期間を照会したところ、申立期間について船員保険に加入した事実が無い旨の回答を得た。船員履歴カードの記録から、申立期間に船員として勤務したことは明らかなので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D事業所(A船舶所有者が名称変更)が保管する船員履歴カードの記録によれば、申立人は、申立期間において、A船舶所有者のB船舶及びC船舶に雇用されていたことが推認できる。

しかし、船員保険船舶所有者名簿によれば、A船舶所有者は、昭和22年12月1日に船員保険適用の船舶所有者となっていることが確認できる。

また、申立人が一緒にB船舶及びC船舶に乗り組んだと記憶している者の船員保険の記録を調査したところ、申立期間において、船員保険の被保険者記録の確認できない者が複数見受けられる上、申立人がB船舶の船長として記憶する者は、既に亡くなっており、C船舶の船長として記憶する者とは連絡がとれないことから、申立期間における申立人の勤務状況及び船員保険料控除に関する証言を得ることはできない。

さらに、D事業所は、「申立期間当時の資料を保管していないため、一般漁船船員に船員保険が適用される前の船員保険の適用については確認できない。」と回答しており、申立期間に係る船員保険の適用及び船員保険料控除の状況について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関

連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 10 月 1 日から 5 年 8 月 1 日まで
② 平成 8 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間について、国に記録されている標準報酬月額は、当時、支給されていた給与の実態とかけ離れているので、給与の実態に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した取引明細証明書及びA事業所が提出した申立人に係る資料から、申立人は、申立期間のうち一部期間については、オンライン記録から確認できる標準報酬月額を超える報酬を得ていたことが確認できるものの、厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、A事業所がB企業年金基金から取り寄せたとしている資料から確認できる標準報酬月額と国に記録されている標準報酬月額は、申立期間①及び②共に一致していることが確認できる。

さらに、A事業所は、「申立人の申立期間に係る届書及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料は無いが、基金の記録と国の記録が一致していることから判断すると、国に記録されている標準報酬月額に見合う報酬月額の届出を行い、当該届出に基づいて決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと考える。」と回答している。

加えて、オンライン記録から、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資

料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1777 (事案 1210 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年10月24日から19年7月20日まで
② 昭和19年7月20日から20年9月1日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、私が脱退手当金を請求した事実は無く、受給していないので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立期間である2回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であること、iii) 申立人の脱退手当金は昭和21年8月8日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、共済組合に加入し、61年12月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年8月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を支払ったことを証明するものが無いのに、何を基にして脱退手当金が支払われていると判断したのか納得がいけないとして、再

申立てをしている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1778

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月11日から9年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、平成5年1月11日にA事業所で厚生年金保険被保険者となったこととなっているが、申立期間は、月10日程度の勤務で、技術料として10万円が入った封筒をもらっていただけで、厚生年金保険料等は控除されていなかった。その後、9年4月から月25日の勤務となり厚生年金保険に加入したものであり、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日（平成5年1月11日）に係る記録を平成9年4月1日に訂正してほしい旨を申し立てしているところ、オンライン記録及び申立人が提出した厚生年金保険裁定通知書・支給額変更通知書において、5年2月から、就職していることを事由として申立人の年金額の一部支給停止が行われていたことが確認できる。

また、A事業所の健康保険の保険者は、平成9年2月1日にB健康保険組合（現在は、C健康保険組合に統合されている。）から政府管掌健康保険に切り替わっているところ、C健康保険組合は、「平成6年2月14日から9年2月1日まで、申立人がB健康保険組合の被保険者となっていた記録があり、申立人の母親が被扶養者となっていた。」と回答しており、オンライン記録からも、同年2月1日に、申立人の母親が、申立人の被扶養者として政府管掌健康保険の認定を受けていることが確認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険の資格取得日と同日の平成5年1月11日に、雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A事業所は、「当時の資料は残っていないため、申立人に係る厚生年

金保険の適用については不明である。」と回答しており、元事務員から聴取したところ、申立人が勤務していたことは記憶していたが、各個人の社会保険の手続までは覚えておらず、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる資料を得ることができなかった。

なお、オンライン記録において、申立人の資格取得日の記録及び定時決定の記録が遡及して大幅に訂正されているなどの不自然な点は見当たらない上、各保険制度間（厚生年金保険、健康保険、雇用保険）で記録されている申立人の報酬月額はおおむね一致しており、A事業所から、申立人に係る平成5年1月11日の厚生年金保険被保険者資格の取得届及びその後の報酬月額に関する届出が社会保険事務所（当時）に提出されたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録に誤りがあったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から29年12月25日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を一旦受け取ったが、返還したと記憶しているので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の事業所を退職後に脱退手当金を受給したと述べていることから、申立人が申立期間の脱退手当金を受領していることは明らかである。

また、脱退手当金の返還可能措置（昭和36年11月1日法律第182号附則第9条第6項）が講じられたのは、昭和36年4月1日から同年10月31日までの間に被保険者に支給されたものであり、かつ、当該被保険者が37年4月30日までに社会保険事務所（当時）に申し出た者のみが対象者となっており、限定的な取扱いであったことから、申立人については、返還可能措置前の30年2月23日に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、当時申立人が脱退手当金を返還することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年2月23日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 2 月 10 日から 30 年 2 月 25 日まで
② 昭和 30 年 5 月 11 日から 33 年 10 月 13 日まで
③ 昭和 36 年 1 月 6 日から 38 年 12 月 31 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①、②及び③については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間①、②及び③を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い。

申立期間①及び②について、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて6ページに記載されている女性において、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年10月13日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者21人のうち、資格喪失後6か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた10人を除く11人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約4か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年12月

3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

申立期間③について、申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年12月31日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者24人のうち、資格喪失後6か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた6人を除く18人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち14人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間③の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和39年1月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで
② 昭和 36 年 10 月 1 日から 40 年 1 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 1 月 26 日の前後約 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する女性 9 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 6 人について資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定がなされている上、申立てに係る事業所は、「当時の退職者に対して、脱退手当金について説明し、書類を作成するなど請求手続の指南をしていた。」と回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 40 年 2 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1782

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 21 日から 35 年 9 月 25 日まで
② 昭和 35 年 10 月 4 日から 37 年 6 月 16 日まで
③ 昭和 37 年 7 月 17 日から同年 12 月 31 日まで
④ 昭和 39 年 5 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 41 年 4 月 27 日から 42 年 9 月 1 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間⑤に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間である5回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月1日から同年6月1日まで

A事業所で平成6年*月*日から7年*月までの10か月間、厚生年金保険の被保険者となっていたが、給与明細書によれば、11か月分の保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成6年*月*日にA事業所に入社し、7年*月に65歳に到達するまでの10か月間、厚生年金保険の被保険者となっていたが、給与明細書によれば、65歳到達月を含む11か月分の厚生年金保険料が控除されているので、遡って申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と申立てを行っている。

しかし、A事業所に使用されていない期間について当該事業所で被保険者となることはできないところ、i) 雇用保険の加入記録によれば、申立人は平成6年5月30日にB事業所を離職しており、オンライン記録によれば、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日は、当該離職日の翌日である同年5月31日であること、ii) 雇用保険の加入記録によれば、申立人は平成6年6月1日にA事業所で被保険者資格を取得しており、オンライン記録によれば、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は、雇用保険の被保険者資格取得日と同日であることから、申立人は申立期間においてA事業所に使用されている者ではなかったことが確認できる。

また、A事業所の給与明細書から、当該事業所における厚生年金保険料の控除方法は当月控除であったことが推認できることから、当時の厚生年金保険法の規定に基づき厚生年金保険の被保険者資格を喪失した65歳到達月に係る厚生年金保

険料が控除されていることが確認できるが、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員に聴取したものの、65歳到達月に係る厚生年金保険料が控除されている理由等、当時の厚生年金保険の手続きに係る証言及び資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるが、申立期間においてA事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。